

II 各団体の防災活動～現在の取り組み状況～

1. 集計表

防災対策・備蓄状況等の把握（調査）を実施した。以下、「防災訓練の実施」「要配慮者支援の実践」「区との要援護者協定の締結」「会議の実施」「防災マップ、マニュアルの作成」「防災士、防災リーダー」「他団体との協力」「防災時連絡手段」について整理している。

(1) 防災訓練の実施

(平成27年12月1日現在)

| 町会名 | 防災訓練の内容 | 回数 | 実施場所 |
|--------------|---------|----|-------------------------------------|
| 玉川町会 | 避難所運営訓練 | 1 | 二子玉川小学校 |
| | 防災訓練 | 1 | 二子玉川公園 |
| 瀬田町会 | 避難所運営訓練 | 1 | 瀬田小（中）学校 |
| 用賀南町会 | 救急救命講習会 | 1 | |
| | 防災訓練 | 4 | 用賀神社社務所、用賀2丁目クレサ用賀、首都高速3号線高架下、玉川台公園 |
| 用賀町会 | 避難所運営訓練 | 1 | 京西小学校 |
| 上用賀町会 | 避難所運営訓練 | 2 | 用賀小学校 用賀中学校 |
| | 救急救命講習会 | 1 | |
| 馬事公苑前ハイム管理組合 | 防災訓練 | 1 | 馬事公苑前ハイム |

(2) 要配慮者支援の実施

(平成27年12月1日現在)

| 町会名 | 要配慮者支援 |
|--------------|---------------|
| 玉川町会 | 日頃からの見守り活動 |
| 瀬田町会 | 特に実施していない |
| 用賀南町会 | 地域内にいる住居等検討中 |
| 用賀町会 | 特に実施していない |
| 上用賀町会 | 日頃からの見守り活動 |
| 馬事公苑前ハイム管理組合 | 防災対策委員会で対策協議中 |

(3) 区との要援護者協定の締結

(平成27年12月1日現在)

| 町会名 | 要援護者協定 |
|--------------|--------|
| 玉川町会 | 済 |
| 瀬田町会 | 予定なし |
| 用賀南町会 | 検討中 |
| 用賀町会 | 予定なし |
| 上用賀町会 | 予定なし |
| 馬事公苑前ハイム管理組合 | 済 |

(4) 会議の実施

(平成27年12月1日現在)

| 町会名 | 会議の実施 | 回数 (年間) |
|--------------|------------|---------|
| 玉川町会 | 町会防災部会 | 5 |
| 瀬田町会 | 地区防災担当者会議 | 2 |
| 用賀南町会 | 町会防災訓練会議 | 3 |
| 用賀町会 | 役員会 | 1 |
| 上用賀町会 | 町会防災部会議 | 3 |
| | 町会避難所担当者会議 | 1 1 |
| 馬事公苑前ハイム管理組合 | 防災対策委員会 | 1 2 |
| | 防災訓練実行委員会 | 数回 |

(5) 防災マップ、マニュアルの作成

(平成27年12月1日現在)

| 町会名 | 防災マップ | 防災マップの記載項目 | マニュアル等 |
|-------|------------------------------|---|--------|
| 玉川町会 | 作成済 | 一時集合所・広域避難場所・避難所・街路消火器・震災用井戸・トイレ・公衆電話・ご近所広場 | 検討中 |
| 瀬田町会 | 予定なし | | 予定なし |
| 用賀南町会 | 用賀地区防災マップ(3町会合同) ※28年3月完成 | 時集合所・広域避難場所・避難所・病院・救護所・役所関係施設・町会掲示板・公園等 | 検討中 |
| 用賀町会 | 用賀地区防災マップ(3町会合同) ※28年3月完成 | 一時集合所・広域避難場所・避難所・病院・救護所・役所関係施設・町会掲示板・公園等 | 検討中 |

| 町会名 | 防災マップ | 防災マップの記載項目 | マニュアル等 |
|--------------|------------------------------|--|--------|
| 上用賀町会 | 用賀地区防災マップ（3町会合同） ※28年3月完成 | 一時集合所・広域避難場所・避難所・病院・救護所・役所関係施設・町会掲示板・公園等 | 検討中 |
| 馬事公苑前ハイム管理組合 | 予定なし | | 予定なし |

(6) 防災士、防災リーダー

(平成27年12月1日現在)

| 町会名 | 防災士、防災リーダー | 人数 |
|--------------|------------|---------|
| 玉川町会 | 防災士 | 5 |
| | 地域防災リーダー | 3 |
| 瀬田町会 | 防災士 | 3 |
| 用賀南町会 | 防災士 | 2 |
| | 地域防災リーダー | 2 |
| 用賀町会 | 防災士 | 1 |
| | 地域防災リーダー | 1 |
| 上用賀町会 | 防災士 | 2 |
| 馬事公苑前ハイム管理組合 | 把握していない | 把握していない |

(7) 他団体との協力

(平成27年12月1日現在)

| 町会名 | 他団体との協力 |
|--------------|---|
| 玉川町会 | なし |
| 瀬田町会 | なし |
| 用賀南町会 | 用賀3町会合同（用賀地区防災マップ作成） |
| 用賀町会 | |
| 上用賀町会 | 用賀3町会合同（用賀地区防災マップ作成）、 YCC（ようがコミュニティクラブ）、用賀商店街振興組合、 ベネッセ |
| 馬事公苑前ハイム管理組合 | なし |

(8) 防災時連絡手段

(平成27年12月1日現在)

| 町会名 | 防災時連絡手段 |
|--------------|----------------|
| 玉川町会 | 連絡網を作成している |
| 瀬田町会 | 連絡網を作成している |
| 用賀南町会 | 町会内電話で連絡（役員のみ） |
| 用賀町会 | 特になし |
| 上用賀町会 | 連絡網を作成している |
| 馬事公苑前ハイム管理組合 | 連絡網を作成している |

III 地区における課題と今後の取り組み

1. 用賀地区における課題

平成26年～28年と防災塾を実施し、地区が抱える防災の課題を「住民・事業者（教育機関を含む）・区」のそれぞれの立場で抽出し、地区防災計画に記載すべき事項として整理した。

| 検討項目 | 分類 | 課題 | |
|----------|---------------|--|--|
| 防災塾の結果から | 住民の視点 | <ul style="list-style-type: none"> ① 普段の交流がない(例:高層マンションの住民との交流) ② 防災意識の欠如(地区にある消火器の位置を把握していない。資機材の使用方法を理解していない) ③ 既に地域にある組織(おやじの会等)を災害時に上手く利用できていない ④ 避難所運営におけるリーダー的存在が必要 ⑤ 避難所に避難しないで済むための備え(備蓄品、耐震工事等)が必要 ⑥ 避難所の役割を理解していない(避難所は、情報や物資の拠点。避難者が自立的に運営する仕組みづくりが必要) ⑦ 町会の加入率が低く、安否情報が限られる ⑧ 訓練の参加者が少ない(訓練に参加せず、慣れていない為救助方法によっては二次被害の危険性がある) ⑨ 火災延焼予防の対策(消火器設置、ブレーカーを落とす避難する等) ⑩ 地区住民単位で安否情報の共通 ⑪ 訓練内容の工夫(現状はマニュアル読んで終わり) ⑫ 避難所運営方法を理解していない(中には、お客様のように避難して来る住民がいる) | |
| | 対事業者(教育機関を含む) | <ul style="list-style-type: none"> ① 地域に対する意識が低い ② 安否確認等の協力体制 ③ 防災教育の推進 | |
| | 対行政 | <ul style="list-style-type: none"> ① 道路整備(避難経路を中心に) ② 町会加入への指導 ③ 耐震強化等の補助金の支援 ④ 同意者名簿や要配慮者支援の整備 ⑤ 避難所ルールは、それぞれの避難所で考えるのではなく、区としての指針を示す ⑥ 研修・訓練の支援 | |
| | 事業者の視点 | 事業者自身 | <ul style="list-style-type: none"> ① 地域の情報をあまり知らない |
| | | 対住民 | <ul style="list-style-type: none"> ① 町会、事業者等が連携した防災体制の構築 |
| | | 対行政 | <ul style="list-style-type: none"> ① 避難所になっていない公的施設(公園、学校等)を避難所として開放し、数を増やす |

| 検討項目 | 分類 | 課題 |
|---------------------------|----|--|
| 地区防災計画の今後の対応として記載すべき事項の抽出 | | <p>①防災に無関心であることは「地域に無関心」な態度の現れであることから、住民と行政が一体となった「交流の場」を、より拡張する。また、既に地域にある「おやじの会」等を活用する</p> <p>②地区の中で防災リーダーが育つ、あるいは継承されていく環境を作る</p> <p>③地区の特徴に応じて住民自身が準備する防災対策とは別に、行政側から「避難所運営の標準マニュアル」等を提供する</p> <p>④自主防災組織の活動が地区内で広がっていくための支援を、行政側がどのように行うかを整理し、効果的に実践する関係を構築していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区の火災延焼の危険性と初期消火に失敗した場合の深刻な影響(区内の消防力と道路閉塞を考えると、消防車両の到着は相当遅れる) ・避難所に対する誤解(十分な備蓄品やスペースはない) ・避難所が地区防災の拠点となることへの理解不足 ・「避難所は避難者自身が運営する」という原則の理解 ・町会加入率のアップ ・地区住民全員の安否確認方法 ・避難所の拡充(公的施設の避難所指定) <p>⑤発災時の自主防災組織の活動を行政側から支援する取組の一層の強化が必要(実災害の教訓を踏まえた避難所運営訓練等)</p> <p>⑥各家庭や自主防災組織で、災害への備えが進むよう、公費で補助する(耐震強化)</p> |

2. 今後の取り組み

検討してきた結果を分析して、次に示す3つの柱に整理し、用賀地区の方針として定めて地区防災力の向上に取り組んでいく。

2.1 命を守ること

(1) 地区のコミュニティ

命を守るために最も重要なことは、「コミュニティ」であり、お互いを知ることである。これは、他の課題にも共通している。しかし、町会の加入率は低く、地区のコミュニティが希薄化しているのが現状である。町会のほか、既に地域にある組織をうまく活用して、日頃から近隣住民や地域等とのコミュニティを形成し、防災対策の向上に取り組むことが大切である。

【自助・共助・公助】

- ・町会加入率のアップ（行政と地区が連携して加入率を上げる）
- ・既にある町会や団体等の組織を活用した防災対策（「おやじの会」等を活用した要配慮者の把握）
- ・町会でない方にも防災情報が行き渡る仕組みづくり（防災マップの配布）
- ・顔の見える関係づくり（日頃からの近所付き合い、防災塾の参加）
- ・住民、事業者、区、相互の協力体制（交流の場の拡張）

(2) 普段の備え

これまでの災害では、家屋の倒壊や家具の転倒による圧死、窒息死が多く、事前の備えで生死が決まる。また、倒壊した建物から救出され生き延びることができた人の約8割が、家族や近所の住民等によって救出されている。そのため、日頃から自分たちで対策や備えを徹底していく。

【自助・共助・公助】

- ・倒壊家屋から助け出すための道具の確保、操作訓練（チェーンソーやバール等）
- ・家の中の安全性を高めるための家具の転倒防止対策や安全ゾーンの設置
- ・耐震診断と耐震強化の実施・助成制度の利用
- ・研修や訓練の参加（二次災害の防止、防災対策の無関心層の取り込み）

(3) 情報収集

発災時には、電話等が繋がらず、情報が錯綜し、正確な情報を収集することが困難になることが想定される。どのような情報発信・収集の手段があるのかを把握し、安否確認情報や地域の避難所情報など正しい情報を共有する。

【自助・共助・公助】

- ・災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web 171）
- ・伝言板・掲示板を設置するなど、家族や近隣住民間の情報交換
- ・地元の情報（エフエム世田谷やSNS、防災メールの登録、防災無線の活用）

(4) 自助・共助・公助のバランス

災害時に命を守るためには、「自助、共助、公助」のバランスが取れた仕組みが望まれる。

特に「共助」については、行政との連携が重要になってくる。今後は、より実践的な訓練を行い、防災知識を身に付けるため、住民・事業者単独では実施が難しい専門的な研修・訓練の実施などを行政に働きかけていく。

【自助・共助・公助】

- ・「自助」は（２）で挙げた普段の備えを実践
- ・「共助」は（１）で挙げた地区のコミュニティ形成のほか、東京都の方で作成した東京防災（黄色い本）の活用
- ・「公助」は行政による広報(住民の自主的な取り組み)や研修・訓練の支援ほか、名簿の整備

2.2 地区全体の安全の確保と被害が広がらないための対策

(1) 初期消火

発災時の初期消火は、被害の拡大を抑えることができるため、可能な範囲で初期消火にあたる。そのため、日頃から訓練等を通して経験することがいざという時に有効である。

【自助・公助】

- ・訓練の推進、日頃の周知徹底、消火訓練への積極的な参加
- ・火災が起きた場合に周囲に伝えるための訓練
- ・街路消火器の設置や場所の把握（例：砧公園に大きな水ため等）
- ・一家に一台消火器の設置や定期的なメンテナンス
- ・普段から火災の危険がある場所を把握
- ・火災を出さないための取り組み（ブレーカーを落として避難する訓練、通電火災予防のための感震ブレーカー(簡易型)設置等)

2.3 助かった人の命と健康が守られること

(1) 避難所で生活しないですむための対策

避難所は、自宅に居住できなくなった被災者を一時的に受け入れ保護するための場所であるほか、物資の集積、情報の拠点という役割がある。しかし、避難所に行けば何とかないと考えている住民の方が多いため、避難所の数が足りておらず、多くの避難所で人が溢れることが想定される。そのため、自宅で居住の継続ができる状況であれば、在宅避難をする。また、配給された物資は、避難所に避難している人だけでなく、在宅避難している人にも公平に行き渡るよう、考慮する。

【自助・共助・公助】

- ・避難所のあり方を理解する（在宅避難の推進）

- ・避難所以外に、地域にある児童館等を一時的に逃げ込める場所として開放（児童館、図書館等）
- ・家族が7日間以上生活できる備蓄品の備え（食料、飲料水、簡易トイレ等）
- ・在宅避難所している方の物資供給や災害情報伝達の仕組みづくり（行政側から避難所運営の標準マニュアル等の提供）
- ・避難所の開設・閉鎖を行政で把握し、地区と情報共有する仕組みづくり

(2) 避難所運営の強化

避難生活では、狭いスペースに大勢の人が一緒に生活することで体を窮屈にして過ごすことが多く、肉体的・精神的疲労が蓄積することで震災関連死につながるほか、感染症の問題もある。その中で、避難所を円滑に運営していくためには、地域住民、事業者（学校等）、区の三者があらかじめ共通認識を持ち、顔の見える協力体制づくりを図ることが必要不可欠である。

【自助・共助・公助】

- ・感染症対策（インフルエンザ、ノロウイルス、食中毒など）を防ぐための衛生面の管理、水やトイレの衛生管理
- ・時間の経過とともに避難者等の健康維持
- ・ストレスの軽減（リラックス効果のために避難所内で音楽を流す）
- ・避難所運営強化に向けた避難所運営マニュアルや体制づくりの構築
- ・行政との連携（要請方法、情報の共有等）
- ・避難所運営訓練の実施（避難所運営訓練の時間を変えてシミュレーション、クレーム対応の実践）
- ・避難者自身で自主的に避難所運営ができる仕組みづくり（動ける人にはボランティアとして活動してもらうなど）
- ・外国人や視聴覚障害等、コミュニケーション弱者に配慮した運営

※過去の災害で避難者が自主的に運営した避難所では復興が早かった

(3) 避難所運営組織のリーダー

発災時に防災活動をするうえで、如何にしてリーダーシップを取っていくかが課題である。リーダーの権限を確立するほか、より実践的な訓練を進めていく。

【自助・公助】

- ・防災の知識を身に付けるための研修や訓練の実践（リーダーの育成）
- ・リーダー権限の確立（避難所ルールの決定、明確な方針等）
- ・防災教育の推進

資料編

【資料 1】用賀地区防災マップ

【用賀地区防災マップ】

平常時に 備えよう!

普段から...

- ① 家族みんなで話しあい
- ② とり近所の助け合い
- ③ まちぐるみの助け合い

「東京防災」はぜひチェックしてねえ!

用賀地区防災マップの作成に協力しています

用賀地区町会連合会
(上用賀町会・用賀町会・用賀南町会)

備蓄のポイント

>> 「東京防災」84～93ページ参照

冷蔵庫は食料備蓄庫
停電しても、タマにならずに冷凍庫のものから食べ始め、次に冷蔵庫のもの...と順序を考えれば数日間は食べることが出来ます。

生活用水の重要性
断水に備え、常にお風呂に水を張っておきましょう。

オール電化住宅
お湯が使えればカップ麺などの食品を利用できます。カセットコンロ・ガスボンベを用意しましょう。

ひとり暮らし
コンビニ利用が多い人は、カップ麺やレトルト食品、スナック菓子、飲料など、自分の好きなものを少し多めに買い置きしましょう。

使用期限チェック
食品以外にも期限はあります。電池、薬、カイロなど定期的に点検しましょう。

備蓄ユニットリスト

>> 「東京防災」84～93ページ参照

食品
(賞味から食べ慣れたもの)
お持ちのものは別表(66ページ)を参照

- 水 (例として1人1箱:2L×6本入)
- レトルトご飯、レトルト食品、カップ麺
- 缶詰 (肉、魚、くだもの、小豆など)
- 野菜ジュース
- 菓子類 (チョコレート、餅など)
- 好みの飲料 (お茶、コーヒー)
- 調味料一式

生活用品

- カセットコンロ (ボンベ6本)
- トイレットペーパー (12ロール)
- ティッシュペーパー (5個入×5個)
- 除菌ウェットティッシュ (1箱)
- 使い捨てカイロ (10個)
- ラップ (1本)
- 生理用品 (60個)
- ゴミ袋 (30枚)

その他必要なもの

- 簡易トイレ (30回分)
- ライター、乾電池
- 手回し充電式ラジオ
- 懐中電灯 (2個)
- ゴム手袋 (1箱)

(「東京防災」を参考に各家庭にあったものを揃えましょう。)

日常備蓄 (ローリングストック法)

>> 「東京防災」84～93ページ参照

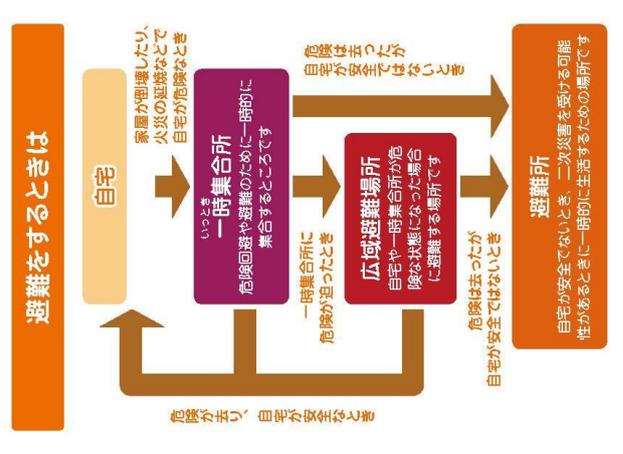
インフラが寸断された場合に、数日間は暮らせるように備えましょう。乾パンなど特別な準備をするのではなく、日頃から利用している食品・生活必需品を少し多めに購入し、消費したら買い足すサイクルを作りましょう。

- ① 食べ物、日用品を少し多めに購入!
- ② 自宅に少し多めの状態をキープ!
- ③ 普段の生活で消費する。
- ④ 消費した分を買い足す。

※自分好みの食品などを備蓄することにより、在宅避難中のストレスが軽減されます。

町会入...絆
安心・安全なまちづくりのためには、町会への加入は大切です。もしご近所に未加入の方がいる場合は、加入を勧めてください。私たちは地域の絆をつくっています。町会の防災訓練に参加しましょう!

※お問い合わせ先:
電話 → 用賀出張所 まちづくり防災担当(03-3700-9120)
インターネット → 世田谷区町会連合会
<http://setagaya-chousouren.org/>



必要な情報の入手&安否確認

>> 「東京防災」226～227ページ参照

災害用伝言ダイヤル(171) *毎月1日、15日に稼働が出来ます
地震などの大災害発生時、個人の安否確認手段として、NTT東日本が運用する「災害用伝言ダイヤル」があります。被災地の方が録音した安否などに關する情報を、他の地域の方にも聞くことができるほか、他の地域の方から被災地の方へメッセージを送ることも可能です。伝言の保持期間は48時間です。

災害用伝言板 (<https://www.web171.jp/>)
インターネットを利用した伝言板です。被災地域の居住者が、電話番号などをキーとして伝言情報(テキスト)の登録が可能です。伝言の保持期間は最大6カ月間です。

災害用伝言板(携帯電話)
大規模な災害が発生した場合、各携帯電話事業者が運用する「災害用伝言板」を使い、安否情報を登録・確認することができます。

FMせがや 83.4MHz をご存じですか?
災害時の情報入手手段として有効なエフエムラジオ放送です。ぜひ普段の生活でもご利用ください。

災害時のトイレに関して

災害時はトイレが使えない!
災害時は、停電・断水・給排水管・下水処理施設の損傷など、様々な理由によりトイレが使用できない恐れがあります。そこで、仮復旧(東日本大震災では約一ヶ月程度)までのトイレの代替手段を考えておく必要があります。現在、容器に被せて使用する「非常用トイレ(簡易型トイレ) (右写真) がネット通販などで比較的安価で購入できます。世田谷区でも防災用品を揃えています。また、非常用トイレがない場合の「簡易トイレ」の作り方は「東京防災」の201ページをご覧ください。

マンホールトイレとは
専用マンホールの上に便座を設置し、マンホールの下にある水槽に、地下水等を貯めて使用します。水槽に貯めた水は、適宜下水道の本管に流し、再度水を貯め使用します(使用したトイレペーパー等は、原則可燃ごみとして廃棄します)。区立小・中学校では5～10基の設置が可能です。避難所運営訓練に参加して、ぜひ実物をご覧ください。

【用賀地区防災マップ】

緊急時に 行動しよう!

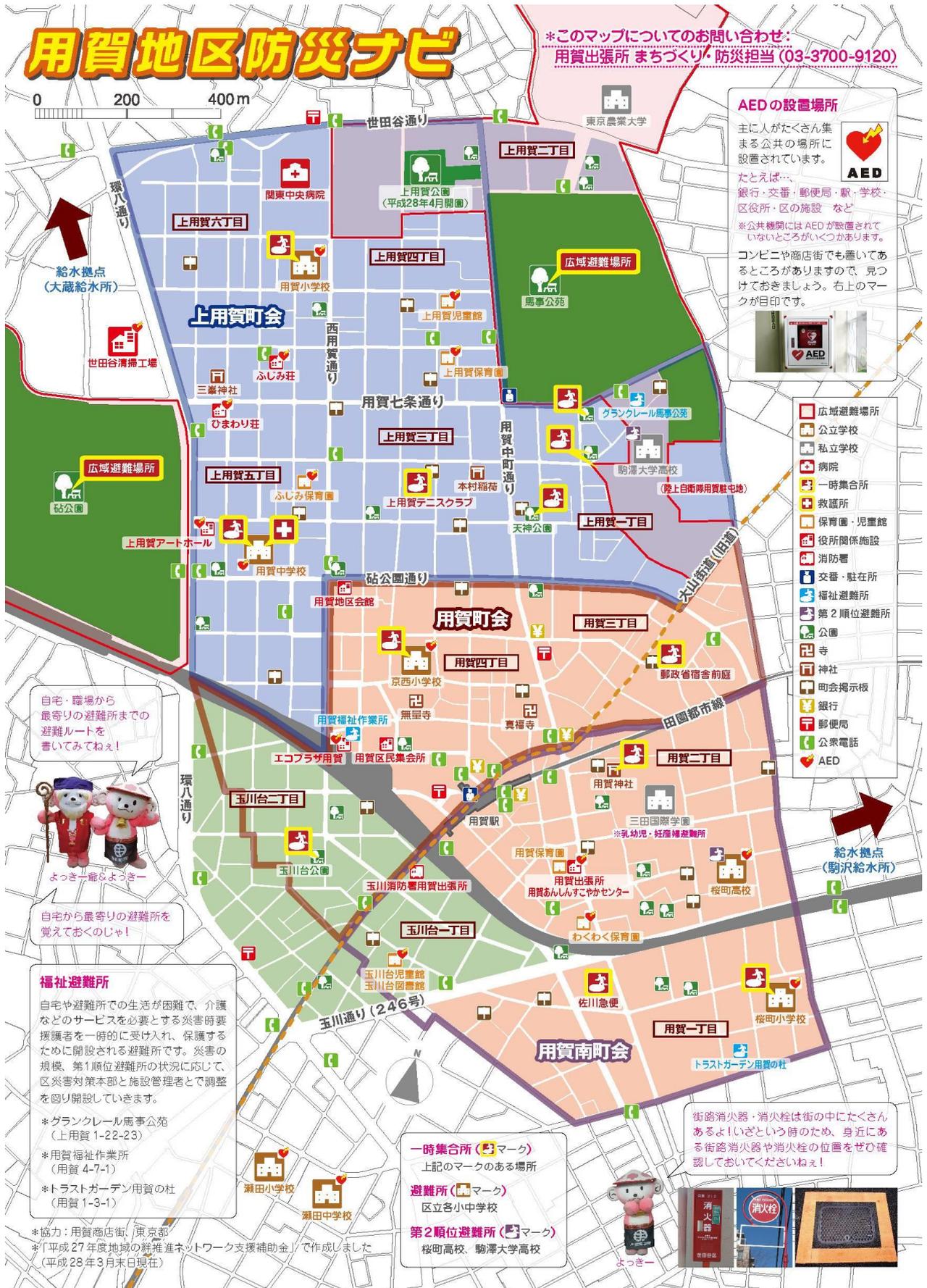
避難するときには...

- ① ガスの元栓を閉める
- ② 電気のブレーカーを落とす
- ③ 近所に声を掛ける
- ④ 移動先などの張り紙はしない (防犯対策として)

「東京防災」はぜひチェックしてねえ!

用賀地区町会連合会
(上用賀町会・用賀町会・用賀南町会)

【資料 2】用賀地区防災ナビ



用賀地区防災ナビ

*このマップについてのお問い合わせ:
用賀出張所 まちづくり・防災担当 (03-3700-9120)

AEDの設置場所

主に人がたくさん集まる公共の場所に設置されています。
たとえば…
銀行・交番・郵便局・駅・学校・区役所・区の施設 など
※公共機関にはAEDが設置されていないところがいくつもあります。
コンビニや商店街でも置いてあるところがありますので、見つけておきましょう。右上のマークが目印です。



- 広域避難場所
- 公立学校
- 私立学校
- 病院
- 一時集会所
- 救護所
- 保育園・児童館
- 役所関係施設
- 消防署
- 交番・駐在所
- 福祉避難所
- 第2順位避難所
- 公園
- 寺
- 神社
- 町会掲示板
- 銀行
- 郵便局
- 公衆電話
- AED

自宅・職場から最寄りの避難所までの避難ルートを書いてみてね!



よっさー ーんよっさー

自宅から最寄りの避難所を覚えておくのじゃ!

福祉避難所

自宅や避難所での生活が困難で、介護などのサービスが必要とする災害時要援護者を一時的に受け入れ、保護するために開設される避難所です。災害の規模、第1順位避難所の状況に応じて、区災害対策本部と施設管理者とで調整を図り開設していきます。

- *グランクレール馬事公苑 (上用賀 1-22-23)
- *用賀福祉作業所 (用賀 4-7-1)
- *トラストガーデン用賀の社 (用賀 1-3-1)

*協力：用賀商店街(東京都)
*「平成27年度地域の絆推進ネットワーク支援補助金」で作成しました
(平成28年3月末日現在)

- 一時集会所 (Eマーク)**
上記のマークのある場所
- 避難所 (Sマーク)**
区立各小中学校
- 第2順位避難所 (Eマーク)**
桜町高校、駒澤大学高校

街路消火器・消火栓は街の中にたくさんあるよ!いざという時のため、身近にある街路消火器や消火栓の位置をぜひ確認しておいてくださいね!

